

▶ 第3章 対象事業に係る評価書に記載された関係地域の範囲

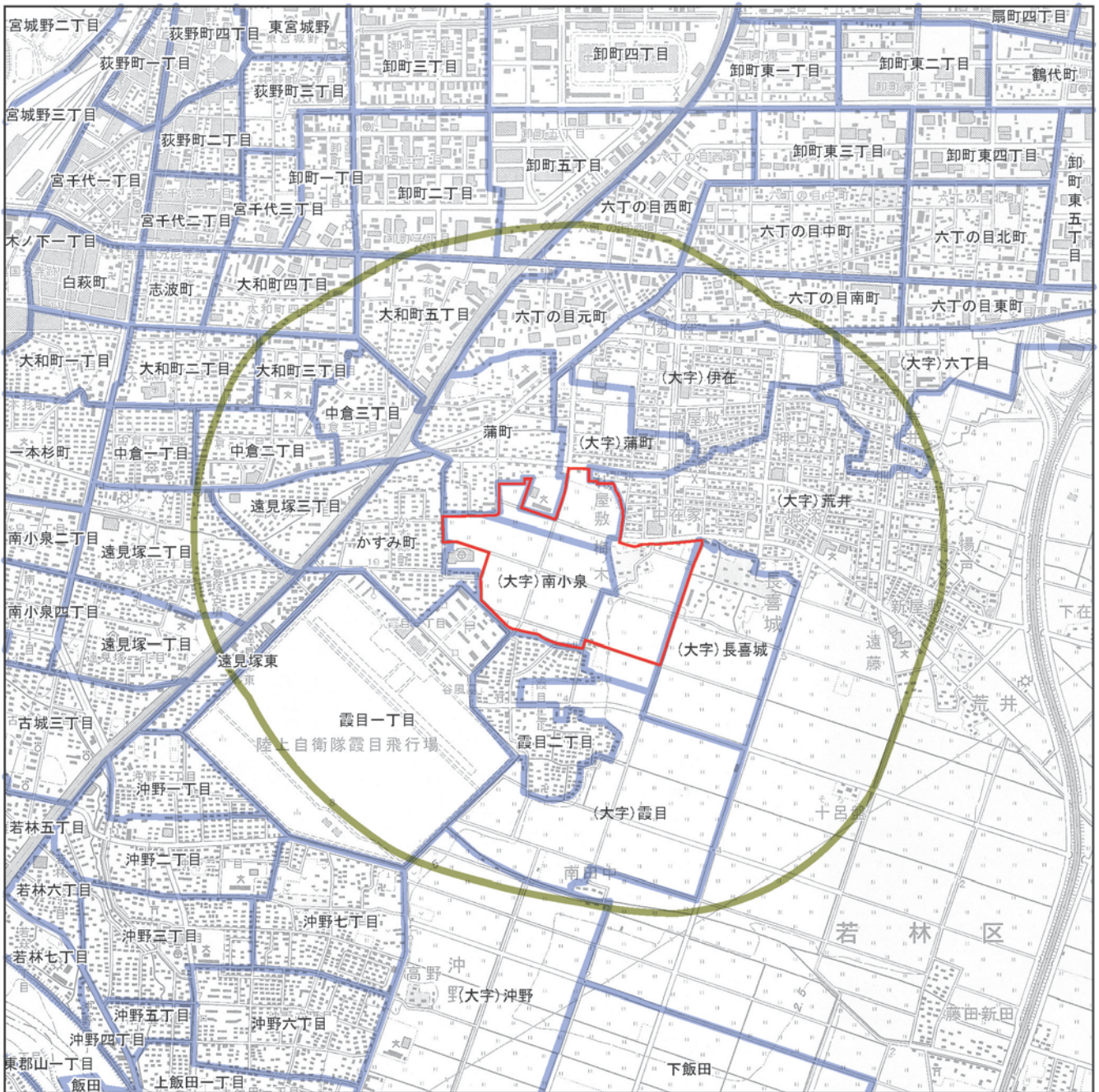
関係地域（対象事業が実施されるべき区域及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域）の範囲は、以下に示すとおりとする。

過去の調査等に基づく知見から、大気汚染、騒音、振動の影響範囲は一般的に改変区域から 100～200m 程度の範囲とされ、生物（植物、小動物）への影響範囲も同程度の範囲に含まれるものと判断される。また、現況調査範囲は、上記の範囲に、行動圏の比較的広い動物や景観等への影響に関する安全を見込んで、改変区域から 500m 前後までの範囲とされることが一般的であった。

本事業に係る関係地域は、これらの一般的な調査範囲より安全側を見込んで、図 3.1-1、表 3.1-1 に示すとおり、事業区域境界から約 1km の範囲とする。

表 3.1-1 関係地域

No	住 所		No	住 所	
	区	町丁字名		区	町丁字名
1	若林区	(大字) 荒井	15	若林区	遠見塚三丁目
2		(大字) 伊佐	16		遠見塚東
3		(大字) 沖野	17		中倉二丁目
4		卸町二丁目	18		中倉三丁目
5		卸町五丁目	19		(大字) 南小泉
6		(大字) 霞目	20		大和町二丁目
7		霞目一丁目	21		大和町三丁目
8		霞目二丁目	22		大和町四丁目
9		(大字) 蒲町	23		大和町五丁目
10		蒲町	24		(大字) 六丁目
11		かすみ町	25		六丁の目西町
12		(大字) 長喜城	26		六丁の目元町
13		遠見塚一丁目	27		六丁の目中町
14		遠見塚二丁目	28		六丁の目南町



凡例

- 事業区域
- 関係地域の範囲（事業区域境界から1km）
- 町丁目界

図 3.1-1 関係地域の範囲

